

公示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年2月16日

収支等命令者
佐賀県教育委員会事務局
教育振興課長 桧島 秀樹

1 業務内容

- (1) 委託業務名 令和8年度県内高校入学者受け入れのための生活環境整備・見守り業務
(2) 委託業務の仕様等 別紙仕様書による
(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
(4) 契約上限額 8,190千円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため佐賀県警察本部に照会する場合がある。

＜単独事業者の場合＞

- (1) 佐賀県内に本社、支社又は営業所を有し、緊密に連携して事業を実施する体制が整っていること。
(2) 過去5年間に、佐賀県関係機関や民間企業で事業内容が類似した同規模以上の事業を実施し、それに係る広報を実施した実績があること。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同事業体の場合>

- (1) 全ての構成員が、上記<単独事業者の場合>の(1)及び(3)から(7)までの条件を満たすこと。
※共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととする。
- (2) 構成員のいずれかが、上記<単独事業者の場合>の(2)の条件を満たすこと。
- (3) 全て構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 契約の相手方の決定方法

(1) 事業者の選定

参加者のプレゼンテーションの後、審査会において企画提案書の内容を総合的に審査して、最も優秀な提案を行ったものを選定する。

(2) 選定基準

審査は、別紙「審査基準」に基づく評価により行う。

(3) 通知方法

審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。

※電話等による問合せには応じない。

4 手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県教育委員会事務局教育振興課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話 0952-25-7424

ファックス番号 0952-25-7409

電子メールアドレス kyouiku-shinkou@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年2月16日（月）から同3月3日（火）まで佐賀県ホームページに掲載する。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書(様式第1号又は2号の1)に関係資料を添付のうえ、上記担当課に提出し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期限 令和8年3月3日（火）17時まで

(2) 参加資格の確認結果は、令和8年3月5日（木）までに通知する。

(3) 提出資料

ア 様式第1号又は2号の1	参加資格確認申請書	1部
イ 様式第2号の2	共同事業体の構成	1部 (共同事業体の場合のみ)
ウ 様式第2号の3	共同事業体協定書	1部 (共同事業体の場合のみ)
エ 様式第3号	営業概要書	1部
オ 様式第4号	同種業務の履行実績調書	1部
カ 様式第5号	誓約書	1部

キ 会社概要（パンフレット等）

1部

- (4) 提出方法持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）により提出すること。

6 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間

令和8年2月27日（金）17時まで

- (2) 受付方法

質問書（様式第6号）は、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）、電子メール、ファックスにより担当課へ提出されたものについて受付を行う。電子メール、ファックスより送信を行った場合は、担当課に到着を確認すること。

※電話による質問に対する回答は回答しないこととする。

- (3) 受付期間に寄せられた質問に対する回答については、質問者及び同時までに参加資格確認申請書（様式第1号又は2号の1）を提出した者あて、メールにて回答する。

7 提案書の提出

関係資料を、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）にて上記担当課に提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月13日（金）17時まで（必着）

- (2) 提出書類

ア 提案書（プレゼンテーション資料） 6部

※1参加者につき1提案までとする。

※審査は別紙「審査基準」によるので、これを意識した提案書とすること

イ 見積書 1部（原本1部、写し5部）

※生徒一人当たりの金額が業務ごとに分かるように内訳を記載すること。

※宛名は「佐賀県教育委員会事務局教育振興課長」とすること。

- (3) 留意点

- ・提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・提出された提案書は返却しない。
- ・提出された資料については、本業務に関する目的以外には使用しない。
- ・提案書の作成に要した費用については、参加者の負担とする。

8 プrezentationの日時及び場所（予定）

- (1) 日時 令和8年3月19日（木）8時30分から

- (2) 場所 佐賀県庁旧館 2階 教育委員会室（佐賀市城内1-1-59）

- ・説明時間は各自20分程度とする。終了後、10分程度質疑を行う。
- ・説明の順番は企画提案書の提出順に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
- ・プレゼンテーション参加に要した費用については、参加者の負担とする。

9 結果の通知

令和8年3月23日（月）までにすべての参加者に対し通知する。

10 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

11 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

12 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額100 分の10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 隨意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
- (2) 見積書について
見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。
- (3) 失格要件
次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者が行った場合
 - イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
 - ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - エ 1人で2以上の提案をした場合
 - オ 代理人でその資格のない場合
 - カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(7) その他

詳細は別紙説明書による。

この公示に掲げる手続は、令和8年2月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。